

6 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(景観法第 8 条第 2 項第 2 号)

市は、前章に掲げる良好な景観の形成に関する方針のもと、必要な行為の制限等を行うことで、景観計画区域内における良好な景観の形成を推進します。

(1) 施策の体系

市は、景観の保全を主な目的に、景観計画区域内の一定規模以上の建築物の建築等の行為について、届出対象となる行為（以下「届出対象行為」という。）としての届出と行為の完了報告を義務付けています。届出対象行為には、それぞれの行為ごとに良好な景観の形成のための行為の制限（以下「景観形成基準」という。）を定めており、届出があったものについて景観形成基準により、市は必要に応じて指導・勧告等を行います。あわせて、事前協議の仕組みを設けることで、あらかじめ技術的な助言や円滑な手続きの誘導を行うとともに、届出対象規模に満たない行為を行う者にも、同基準への自己確認を求め、良好な景観の形成を推進します。

また、市では、屋外広告物の規制や、景観重要建造物や景観重要樹木の指定等、景観の重要な構成要素のマネジメントにも積極的に取り組みます。

(2) 届出対象行為

景観法第 16 条第 1 項の規定による届出又は同条第 5 項後段の規定による通知をしなければならない行為は、次の行為類型のうち、対象となる規模に該当するものです。

景観計画区域（特定景観地域を除く。）内での届出対象行為

行為類型	対象となる規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	1 建築物の新築又は移転 次のいずれかの規模を超えるもの (1) 高さ 13m (2) 軒高 9 m (3) 延べ床面積 1,000 m ² 2 建築物の増築又は改築 (1) 1 の規模に該当する建築物の増築又は改築で、次のいずれかの規模を超えるもの ア 当該行為に係る床面積の合計が 200 m ² イ 当該行為に係る床面積の合計が、当該増築又は改築前の延べ床面積の 2 割 (2) 当該行為により、1 の規模に該当する規模となる建築物の増築又は改築 3 1 の規模に該当する建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 当該外観の変更前の屋根の面積の 2 割を超えるもの又は外壁の面積の 2 割を超えるもの

工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

1 工作物の新設又は移転

次に掲げる類型ごとの規模を超えることとなる工作物の新設又は移転

類 型	規 模
煙突、排気塔その他これらに類するもの	高さ 13m（工作物が建築物と一体となって設置される場合において、地盤面から当該工作物の上端までの高さが 13m を超えるときは、5 m） 又は築造面積 1,000 m ²
鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱その他これらに類するもの	
高架水槽、物見塔その他これらに類するもの	
観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類する遊戯施設	
コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設	
自動車車庫の用途に供する施設	
石油、ガス、飼料等の貯蔵施設	
汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類する施設	
彫像、記念碑その他これらに類するもの	
擁壁、さく、塀その他これらに類するもの	
電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類するもの（その支持物も含む。）	高さ 20m（工作物が建築物と一体となって設置される場合において、地盤面から当該工作物の上端までの高さが 20m を超えるときは、10m）
空中線系（その支持物を含む。）	高さ（工作物が建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該工作物の上端までの高さ）15m
自動販売機（自然景観地区において屋外に設置されるものに限る。）	高さ 1 m

	<p>2 工作物の増築又は改築</p> <p>(1) 1の規模に該当する工作物の増築又は改築で、次のいずれかの規模を超えるもの</p> <p>ア 当該行為に係る築造面積が 200 m²</p> <p>イ 当該行為に係る築造面積が、当該増築又は改築前の築造面積の 2 割</p> <p>(2) 当該行為により、1の規模に該当する規模となる工作物の増築又は改築</p> <p>3 1の規模に該当する工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 当該外観の変更前の面積の 2 割を超えるもの</p>
都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為	<p>次のいずれかの規模を超えるもの</p> <p>(1) 生じるのり面又は擁壁 高さ 5 m かつ長さ 10m</p> <p>(2) 面積 3,000 m²</p>
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	<p>次のいずれかの規模を超えるもの</p> <p>(1) 生じるのり面又は擁壁 高さ 5 m かつ長さ 10m</p> <p>(2) 面積 3,000 m²</p>
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	<p>堆積の期間が 90 日を超え、かつ、次のいずれかの規模を超えるもの</p> <p>(1) 高さ 5 m</p> <p>(2) 面積 1,000 m²</p>
水面の埋立て又は干拓	<p>次のいずれかの規模を超えるもの</p> <p>(1) 面積 3,000 m²</p> <p>(2) 生じるのり面又は擁壁 高さ 5 m かつ長さ 10m</p>

【備考】

廃棄物：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。

再生資源：資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）第 2 条第 4 項に規定する再生資源をいう。

特定景観地域内での届出対象行為

行為類型	対象となる規模																						
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更する こととなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<p>1 建築物の新築、増築、改築又は移転 次のいずれかの規模を超えるもの (1) 高さ 10m (2) 延べ床面積 10 m²</p> <p>2 1の規模に該当する建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 当該外観の変更に係る部分の面積が 10 m²を超えるもの</p>																						
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<p>1 工作物の新設、増築、改築又は移転 次に掲げる類型ごとの規模を超えることとなる工作物の新設、増築、改築又は移転</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #ffff00;">類 型</th> <th style="background-color: #ffff00;">規 模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>煙突、排気塔その他これらに類するもの</td> <td>高さ 5 m</td> </tr> <tr> <td>鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、その他これらに類するもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高架水槽、物見塔その他これらに類するもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類する遊戯施設</td> <td>高さ 5 m又は築造面積 10 m²</td> </tr> <tr> <td>コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動車車庫の用途に供する施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>石油、ガス、飼料等の貯蔵施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類する施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>彫像、記念碑その他これらに類するもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>擁壁、さく、塀その他これらに類するもの</td> <td>高さ 1.5m</td> </tr> </tbody> </table>	類 型	規 模	煙突、排気塔その他これらに類するもの	高さ 5 m	鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、その他これらに類するもの		高架水槽、物見塔その他これらに類するもの		観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類する遊戯施設	高さ 5 m又は築造面積 10 m ²	コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設		自動車車庫の用途に供する施設		石油、ガス、飼料等の貯蔵施設		汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類する施設		彫像、記念碑その他これらに類するもの		擁壁、さく、塀その他これらに類するもの	高さ 1.5m
類 型	規 模																						
煙突、排気塔その他これらに類するもの	高さ 5 m																						
鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、その他これらに類するもの																							
高架水槽、物見塔その他これらに類するもの																							
観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類する遊戯施設	高さ 5 m又は築造面積 10 m ²																						
コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設																							
自動車車庫の用途に供する施設																							
石油、ガス、飼料等の貯蔵施設																							
汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類する施設																							
彫像、記念碑その他これらに類するもの																							
擁壁、さく、塀その他これらに類するもの	高さ 1.5m																						

	電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類するもの（その支持物も含む。）	高さ 10m
	空中線系（その支持物を含む。）	
	自動販売機（屋外に設置されるものに限る。）	高さ 1 m
	2 1の規模に該当する工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 当該外観の変更に係る部分の面積が 10 m ² を超えるもの	
都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為	次のいずれかの規模を超えるもの (1) 生じるのり面又は擁壁 高さ 1.5m (2) 面積 300 m ²	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	次のいずれかの規模を超えるもの (1) 生じるのり面又は擁壁 高さ 1.5m (2) 面積 300 m ²	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	堆積の期間が 90 日を超え、かつ、次のいずれかの規模を超えるもの (1) 高さ 1.5m (2) 面積 300 m ²	
水面の埋立て又は干拓	次のいずれかの規模を超えるもの (1) 生じるのり面又は擁壁 高さ 1.5m (2) 面積 300 m ²	
木竹の伐採	次のいずれかの規模を超えるもの (1) 木竹の高さ 10m (2) 伐採面積 300 m ²	

適用除外行為

次に掲げる行為は、届出対象規模を超えていても、市に届出を行う必要はありません。

1 景観法第 16 条第 7 項第 1 号に掲げるもの

通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で次に掲げるもの

ア 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等

イ 仮設の工作物の建設等

ウ 次に掲げる木竹の伐採

(ア) 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採

(イ) 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

(ウ) 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採

(I) 仮植した木竹の伐採

(オ) 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

エ アからウに掲げるもののほか、次に掲げる行為

(ア) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

(イ) 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの

a 建築物の建築等

b 工作物（当該敷地に存する建築物に附属する道路（私道を除く。）から容易に望見されることのない物干場その他の工作物及び消火設備を除く。）の建設等

c 木竹の伐採

d 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積（高さ 1.5m 以下のものを除く。）

e 特定照明

オ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの

(ア) 建築物の建築等

(イ) 高さが 1.5m を超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等

(ウ) 用排水施設（幅員が 2 m 以下の用排水路を除く。）又は幅員が 2 m を超える農道若しくは林道の設置

(I) 土地の開墾

(オ) 森林の皆伐

(カ) 水面の埋立て又は干拓

2 景観法第 16 条第 7 項に掲げるもの

(1) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

(2) 景観重要建造物について、景観法第 22 条第 1 項の規定による許可を受けて行う行為

(3) 国立公園又は国定公園の区域内において、景観法第 8 条第 2 項第 5 号ホに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為

(4) 地区計画等（都市計画法第 4 条第 9 項に規定する地区計画等をいう。以下同じ。）の区域

(地区整備計画(同法第12条の5第2項第3号に規定する地区整備計画をいう。以下同じ。)、特定建築物地区整備計画(密集市街地における防災街区の整備に関する法律(平成9年法律第49号)第32条第2項第2号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。以下同じ。)、防災街区整備地区整備計画(同法第32条第2項第3号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。以下同じ。)、歴史的風致維持向上地区整備計画(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号)第31条第2項第4号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。以下同じ。)、沿道地区整備計画(幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和55年法律第34号)第9条第2項第2号に規定する沿道地区整備計画をいう。以下同じ。))又は集落地区整備計画(集落地域整備法(昭和62年法律第63号)第5条第3項に規定する集落地区整備計画をいう。以下同じ。))が定められている区域に限る。)内で、景観法第8条第3項第2号の制限で景観計画に定められたもののすべてが地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画において定められている場合に、当該地区計画等の区域内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築若しくは増築、工作物の新設、改築若しくは増築又は建築物若しくは工作物の形態意匠の変更

3 景観法第16条第7項第11号に掲げるもの

(1) 政令で定める行為

ア 景観計画に定められた開発行為又は景観法施行令第21条各号に掲げる行為の制限のすべてについて景観法第73条第1項又は第75条第2項の規定に基づく条例で景観法施行令第22条第3号イ又はロ(第24条において準用する場合を含む。)の制限が定められている場合におけるこれらの条例の規定による許可又は協議に係る行為

イ 景観計画に定められた建築物の建築等又は工作物の建設等の制限のすべてについて景観法第75条第1項の規定に基づく条例で景観法施行令第23条第1項第1号の制限が定められている場合における当該準景観地区内で行う建築物の建築等又は工作物の建設等

ウ 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第43条第1項若しくは第125条第1項の許可若しくは同法第81条第1項の届出に係る行為、同法第167条第1項の通知に係る同項第6号の行為若しくは同法第168条第1項の同意に係る同項第1号の行為又は文化財保護法施行令(昭和50年政令第267号)第4条第2項の許可若しくは同条第5項の協議に係る行為

(2) 条例で定める行為

ア 岩手県文化財保護条例(昭和51年岩手県条例第44号)第16条第1項若しくは第41条第1項の規定により許可を受けて行う行為又は同条例第34条第1項の規定により届け出て行う行為

イ 岩手県文化財保護条例第16条第1項ただし書又は第41条第1項ただし書の規定により届け出て行う行為

ウ 釜石市文化財保護条例(昭和52年釜石市条例第7号)第15条第1項若しくは第36条第1項の規定により許可を受けて行う行為又は同条例第31条第1項の規定により届け出て行う行為

- エ 釜石市文化財保護条例第 15 条第 1 項ただし書又は第 36 条第 1 項ただし書の規定により
届け出て行う行為
- オ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積^{たい}で堆積^{たい}の期間が 90 日を超えな
いもの

(3) 景観形成基準

景観計画では、届出対象行為についてそれぞれの行為ごとに景観形成基準を定めています。市は届出を受けて景観形成基準への適合を審査し、必要に応じて指導・勧告や、形態意匠の変更命令等を行います。

景観計画区域（特定景観地域を除く。）内での景観形成基準

別表1（一般景観地域）のとおりとします。

特定景観地域内での景観形成基準

別表2（特定景観地域）のとおりとします。

【景観形成基準の運用方法等】

届出対象となる規模の行為について

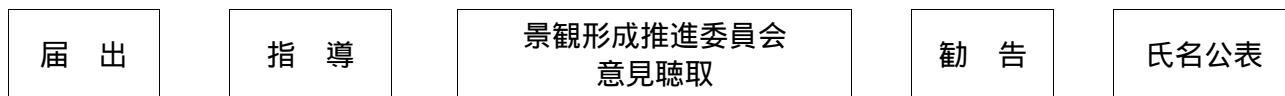
市は、届出に基づき、行為の内容が、景観形成基準に合致しているか審査を行います。景観形成基準に合致していないと認められた場合、次の方法で指導等を行います。

ア 建築物及び工作物の形態意匠に関する基準について



- 1) 景観形成基準に適合するよう、指導を行います。
- 2) 指導に従わない場合、釜石市景観形成推進委員会の意見を聴いた上で、必要な措置をとることを、景観法第17条第1項に基づき命令します。
- 3) 行為者がこの命令に違反した場合、景観法第101条の規定により、罰則が適用されます。
2)の命令の前に景観法第16条第3項に基づき勧告する場合があります。

イ 建築物及び工作物の形態意匠に関するもの以外の基準について



- 1) 景観形成基準に適合するよう、指導を行います。
- 2) 指導に従わない場合、釜石市景観形成推進委員会の意見を聴いた上で、景観形成基準に適合させるため、必要な措置を取ることが景観法第16条第3項に基づき勧告します。
- 3) 勧告を受けた行為者が、その勧告に従わない場合、氏名及び勧告の内容を公表します。

届出対象とならない規模の行為について

届出対象規模を超えない規模の行為を行おうとする者は、景観形成基準への適合状況を自主的に確認し、それぞれの行為が、景観形成基準を満たすよう、自発的な対応に努める必要があります。

別表1 (一般景観地域)

行為類型	景観形成基準					
	区分	規制の視点	自然景観地区	農山漁村景観地区	市街地景観地区	
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置・高さ	壁面の位置	道路等の公共空間に面する壁面位置は、敷地境界からできる限り後退し、ゆとりある空間の創出に努めること。		道路等の公共空間に面する壁面位置は、周辺のまち並みの連続性との調和に努めること。	
		高さ	原則として15mを超えないよう努めること。(やむを得ない事情により15mを超える場合は、景観への影響を軽減させるため、必要な措置(1)を行うこと。)	原則として21mを超えないよう努めること。(やむを得ない事情により21mを超える場合は、景観への影響を軽減させるため、必要な措置(1)を行うこと。)	周辺のまち並み等が形成するスカイラインから突出しない高さとするよう努めること。	
	形態意匠	周辺との調和	周辺地域のまち並みや景観と調和した形態意匠とするよう努めること。			
		外壁(圧迫感)	道路等の公共空間に面する壁面は、分節化や陰影処理等を行うことにより、単調な平滑面とならないよう努めること。			
		屋根形状	原則として陸屋根を避けるよう努めること。(やむを得ない事情により陸屋根とする場合は、景観への影響を軽減させるため、必要な措置(1)を行うこと。)			
	色彩	推奨色	屋根及び外壁等は、純色等(2)は用いず、原則として推奨色(3)を用いる等、周辺景観と調和するよう努めること。 屋根及び外壁等は、周辺の建築物等と同様の色調の色を用いる等、周辺景観と調和するよう努めること。			
		避けるべき色の範囲	やむを得ず純色等(2)を用いる場合は、屋根及び外壁等の見付面積の15%以内とすること。	やむを得ず純色等(2)を用いる場合は、屋根及び外壁等の見付面積の20%以内とすること。	やむを得ず純色等(2)を用いる場合は、屋根及び外壁等の見付面積の25%以内とすること。	

	素材	周辺との調和	屋根及び外壁等は、地場の自然素材や伝統的素材等を活用し、周辺地域のまち並みや景観との調和に努めること。		
		経年変化	屋根及び外壁等は、できる限り経年変化による質の低下の少ない素材を用いるよう努めること。		
		反射	屋根及び外壁等に、金属やガラス等の光沢素材を用いる場合は、反射等による周辺への影響の軽減に努めること。		
	敷地	緑化率	敷地内は、原則として、敷地周辺を中心に、緑化率（４）20%以上の緑化に努めること。	敷地内は、原則として、敷地周辺を中心に、緑化率（４）15%以上の緑化に努めること。	敷地内は、原則として、緑化率（４）10%以上の緑化に努めること。
		既存樹木	敷地内に既存の樹木がある場合には、保存と活用に努めること。		
		門、塀及び柵等	門、塀、柵等を設置する場合は、周辺と調和した形態意匠や素材とするよう努めること。		
	その他	付帯設備	建築物に付帯する設備は、植栽、塀、壁等で遮へいし、道路等の公共空間から水平視線で見えないよう努めること。		
		照明	屋外照明を設置する場合は、光源の種類、位置、光量及び配光特性に配慮し、過剰な光が周囲に散乱しないよう努めること。		
		既存の改善	増築や改修等の行為を行う場合は、既存部分の景観改善も行うよう努めること。		
	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置・高さ	位置	主要な道路（５）の境界から5m以上後退した位置にするよう努めること。（擁壁、さく、塀、自動販売機その他これらに類するものを除く。）	
高さ			道路等の公共空間から見て、周辺の山並みのりょう線を切らないような高さとするよう努めること。	周辺のまち並み等が形成するスカイラインから突出しない高さとするよう努めること。	
形態意匠		周囲との調和	周辺地域のまち並みや景観と調和した形態意匠とするよう努めること。 擁壁にあっては、分節化や陰影処理等を行うことにより、単調な平滑面とならないよう努めること。		
		色彩	推奨色	純色等（２）は用いず、周辺の景観と調和するよう努めること。（自動販売機を除く。）	
		素材	経年変化	外装に使用する素材は、できる限り経年変化による質の低下の少ない素材を用いるよう努めること。	

	敷地	緑化	敷地内はできる限り緑化し、既存の樹木がある場合は、保存と活用に努めること。
	その他	照明	照明を設置する場合は、光源の種類、位置、光量及び配光特性に配慮し、過剰な光が周囲に散乱しないよう努めること。
		自動販売機	屋外に設置する自動販売機は、位置や外観の色彩の検討や、被覆等により、周辺景観と調和するよう努めること。
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為、土地の開墾、土地の形質の変更、水面の埋立て又は干拓	形状・緑化	圧迫感・威圧感	できる限り現状の地形を生かし、長大なり面及び擁壁が生じないよう努めること。
		緑化	のり面はできる限り緑化が可能なよう配とし、周囲の植生と調和した緑化に努めること。
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	堆積の方法	調和	秩序ある物の堆積により、周辺の景観と調和するよう努めること。
		離れ（圧迫感）	道路等の公共空間に面する敷地境界から、できる限り離れた位置に物を堆積するよう努めること。
	遮へい	視線	行為の場所が道路等の公共空間から見えないよう、周辺と調和した樹木又は塀等による遮へいに努めること。
鉱物の掘採又は土石の採取	遮へい	視線	行為の場所が道路等の公共空間から見えないよう、周辺と調和した樹木又は塀等による遮へいに努めること。
	行為後の措置	緑化	行為後は、周辺の自然植生と調和した緑化に努めること。

- 1 必要な措置 原則に適合しない項目について、他の方策により、原則に適合した場合と同等程度の効果を得られるよう景観対応を行い、計画書を提出すること。
- 2 純色等 マンセル表色系（JIS Z 8721）において、各色相の最も彩度の高い色及び彩度10度以上の色をいう。

3 推奨色 マンセル表色系（JIS Z 8721）において、次の範囲の色をいう。

色相	外壁		屋根	
	明度	彩度	明度	彩度
R（赤）系	2.5以上6.0未満	6.5以下	6.0未満	6.5以下
	2.0以上2.5未満	1.5を超え6.5以下		
YR（黄赤）系	3.0以上7.0未満	6.5以下	7.0未満	6.5以下
	2.5以上3.0未満	1.5を超え6.5以下		
Y（黄）系	3.0以上7.5未満	6.0以下	7.5未満	6.0以下
	2.5以上3.0未満	1.5を超え6.0以下		
GY（黄緑）系	3.0以上7.0未満	5.5以下	7.0未満	5.5以下
	2.5以上3.0未満	1.5を超え5.5以下		
G（緑）系	2.5以上6.5未満	5.0以下	6.5未満	5.0以下
	2.0以上2.5未満	1.5を超え5.0以下		
BG（青緑）系	2.5以上6.0未満	5.0以下	6.0未満	5.0以下
	2.0以上2.5未満	1.5を超え5.0以下		
B（青）系	2.5以上5.5未満	5.0以下	5.5未満	5.0以下
	2.0以上2.5未満	1.5を超え5.0以下		
PB（青紫）系	2.0以上5.0未満	5.5以下	5.0未満	5.5以下
	1.5以上2.0未満	1.5を超え5.5以下		
P（紫）系	2.0以上5.0未満	5.5以下	5.0未満	5.5以下
	1.5以上2.0未満	1.5を超え5.5以下		
RP（赤紫）系	2.5以上5.5未満	6.0以下	5.5未満	6.0以下
	2.0以上2.5未満	1.5を超え6.0以下		
N（無彩色）	2.0以上9.0未満	-	2.0以上7.0未満	-

$$4 \text{ 緑化率 (\%)} \quad \text{緑化率 (\%)} = \frac{\text{緑被面積 (m}^2\text{)}}{\text{敷地面積 (m}^2\text{)} \times (1 - \text{建ぺい率})} \times 100$$

(1) 必要緑被面積の計算は以下の方法で算定する。

都市計画区域内では、 $(\text{敷地面積}) \times (1 - \text{建ぺい率}) \times (\text{景観形成基準で定める緑化率})$ で算出する。

(例) : 市街地景観地区 (敷地面積 1,000 m² 建ぺい率 50% の場合) $1,000 \times (1 - 0.5) \times 10\% = 50 \text{ m}^2$

都市計画区域外では $\text{敷地面積} \times (1 - 0.7) \times (\text{景観形成基準で定める緑化率})$ で算出する。

(例) 自然景観地区 $1,000 \times (1 - 0.7) \times 20\% = 60 \text{ m}^2$

(2) 緑被面積の算定は、次のそれぞれにより算定された緑被面積の合計とする。

樹木

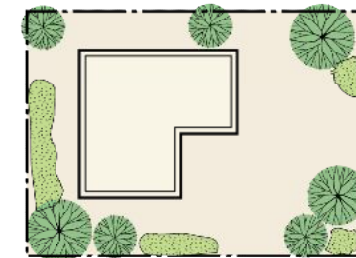
樹木は、樹冠の水平投影面積を実測するか、若しくは下表を用いて算出する。

樹木の高さ	緑被面積
1 m 以下の場合	0.5 m ²
1 m を超え 2 m 以下の場合	1.5 m ²
2 m を超え 3 m 以下の場合	3.5 m ²
3 m を超え 4 m 以下の場合	6.0 m ²
4 m を超え 5 m 以下の場合	10.5 m ²
5 m を超え 6 m 以下の場合	14.0 m ²
6 m を超える場合	19.5 m ²

生垣

生垣の場合は、生垣の延長に 0.6m を乗じて算出する。

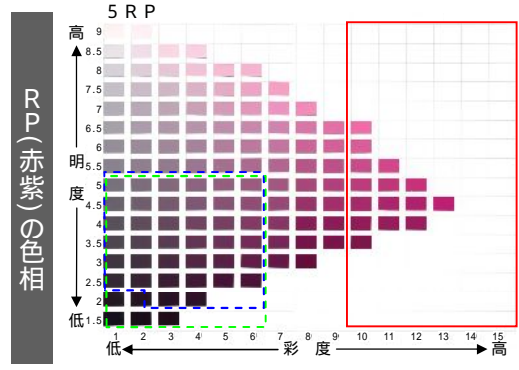
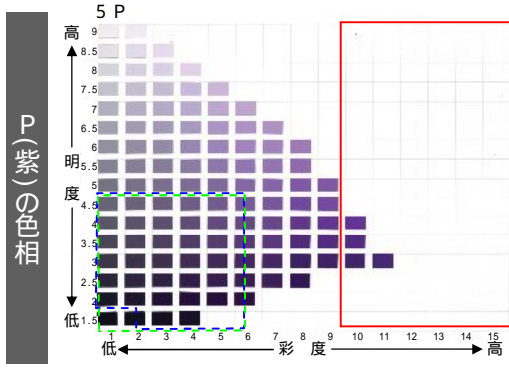
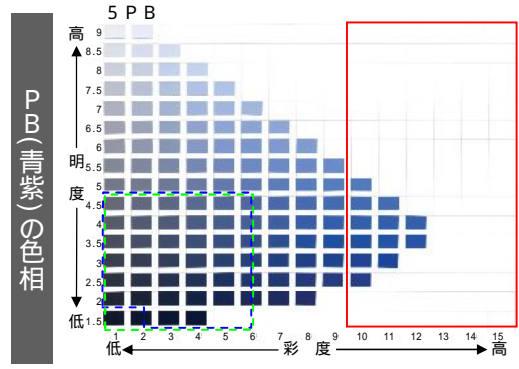
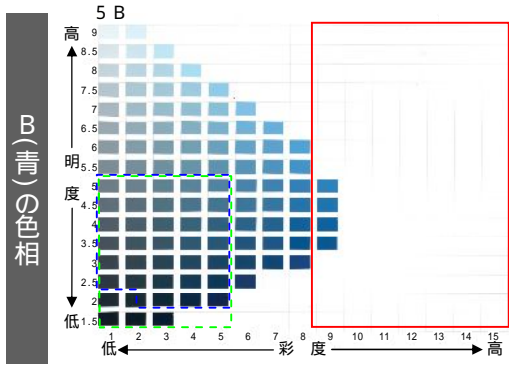
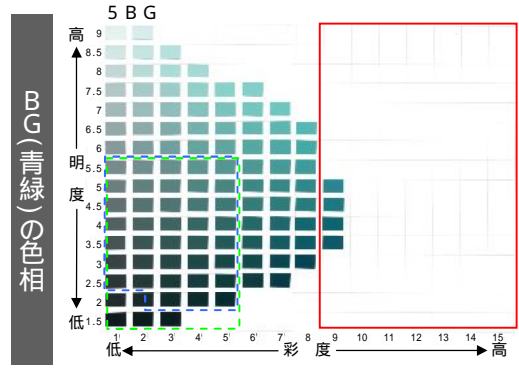
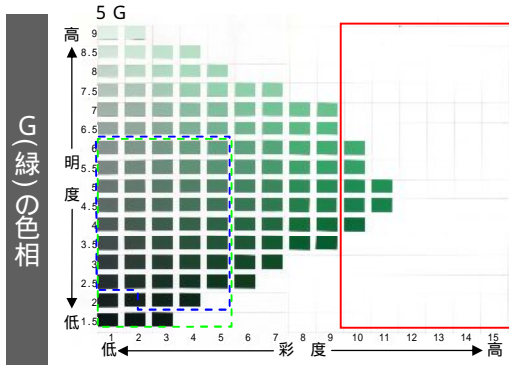
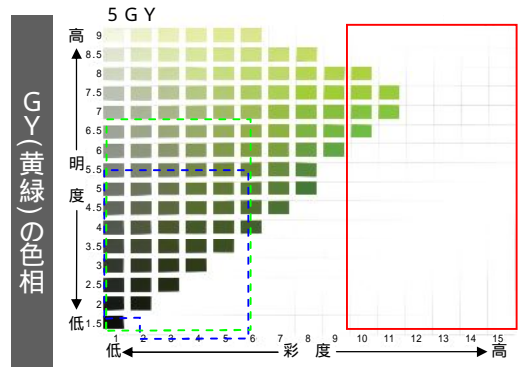
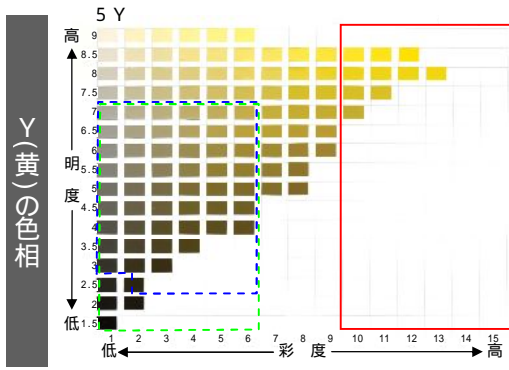
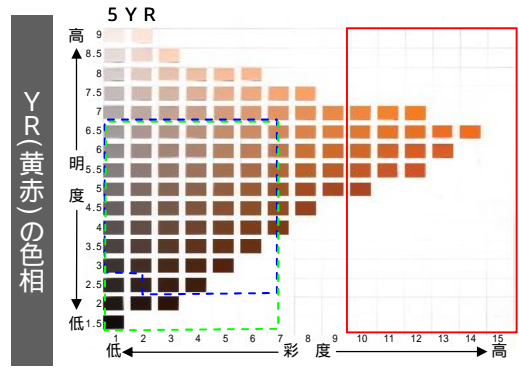
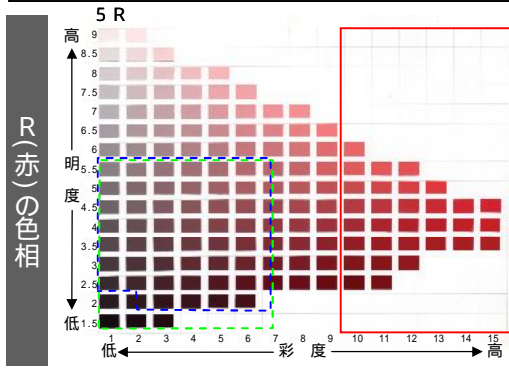
(例) 生垣の延長 30m の場合 $30\text{m} \times 0.6\text{m} = 18 \text{ m}^2$ (緑被面積)



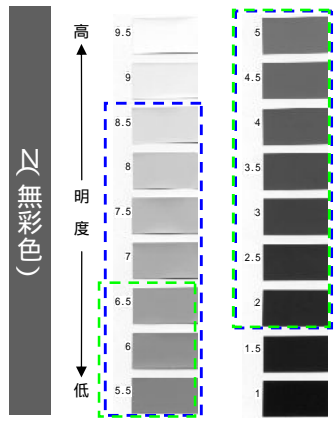
芝生は緑被面積には含まれません。

5 主要な道路 国県道をいう。

参考図 純色等及び推奨色の範囲



 外壁の推奨色の範囲 純色等の範囲
 屋根の推奨色の範囲



無彩色 (色)

 外壁の推奨色の範囲 純色等の範囲
 屋根の推奨色の範囲

別表2 (特定景観地域)

行為類型	景観形成基準				
	区分	規制の視点	橋野鉄鉱山歴史景観地区	橋野鉄鉱山歴史景観調和地区	
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置・高さ	眺望の確保	国史跡橋野高炉跡及び関連遺跡の眺望を妨げない位置、高さ及び規模とすること。	国史跡橋野高炉跡及び関連遺跡からの眺望を妨げない位置、高さ及び規模とするよう努めること。	
		地形の保存	自然の地形をできる限り生かすよう努めること。		
		壁面の後退	道路等の公共空間に面する壁面位置は、敷地境界からできる限り後退し、ゆとりある空間の創出に努めること。		
			隣地境界からできる限り離し、隣地相互においてゆとりある空間の確保に努めること。		
	高さ	原則として10mを超えないこと。		原則として13mを超えないよう努めること。	
		やむを得ない事情により基準値を超える場合は、景観への影響を軽減させるため、必要な措置(1)を行うこと。			
	形態意匠	周辺との調和	外観は、周辺の景観と調和した形態意匠とするよう努めること。		
		外壁(圧迫感)	道路等の公共空間に面する壁面は、分節化や陰影処理等を行うことにより、単調な平滑面とならないよう努めること。		
		屋根形状	適度な勾配を有するものとし、背景のりょう線と調和した形態とするよう努めること。		
		色彩	推奨色	屋根及び外壁等は、純色等(2)は用いず、原則として推奨色(3)を用いるよう努めること。また、周辺の建築物等と同様の色調の色を用いる等、周辺の景観と調和するよう努めること。	
			避けるべき色の範囲	やむを得ず純色等(2)を用いる場合は、屋根及び外壁等の見付面積の10%以内とすること。	
		素材	周辺との調和	屋根及び外壁等は、地場の自然素材や伝統的素材等を活用し、周辺の景観との調和に努めること。	
			経年変化	屋根及び外壁等は、経年変化による質の低下の少ない素材を用いるよう努めること。	
	反射		屋根及び外壁等には、周囲に反射する光沢素材を用いないよう努めること。		
	敷地	緑化率	敷地内は、原則として、敷地周辺を中心に緑化率(4)30%以上の緑化に努めること。		
		既存樹木	敷地内に既存の樹木がある場合には、保存と活用に努めること。		
門、塀及び柵等		門、塀、柵等を設置する場合は、周辺と調和した形態意匠や素材とするよう努めること。			

工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	その他	付帯設備	建築物に付帯する設備は、植栽、塀、壁等で遮へいし、道路等の公共空間から水平視線で見えないよう努めること。	
		照明	屋外照明を設置する場合は、光源の種類、色、位置、光量及び配光特性に配慮し、過剰な光が周囲に散乱しないよう努めること。	
		付属建物	車庫や物置等の付属建物を設置する場合は、周辺の景観と調和した形態意匠や素材を用いるよう努めること。	
		既存の改善	増築や改修等の行為を行う場合は、既存部分の景観改善も行うよう努めること。	
	位置・規模・高さ	眺望の確保	国史跡橋野高炉跡及び関連遺跡の眺望を妨げない位置、高さ及び規模とすること。	国史跡橋野高炉跡及び関連遺跡からの眺望を妨げない位置、高さ及び規模とするよう努めること。
		地形の保存	自然の地形をできる限り生かすよう努めること。	
		位置	<p>主要な道路（ 5 ）の境界から5m以上後退するよう努めること。 ただし、次のものを除く。</p> <p>(1) 擁壁、さく、塀、自動販売機その他これらに類するもの (2) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線系その他これらに類するもの（その支持物を含む。）。ただし、高さ20m（工作物が建築物と一体となって設置される場合において、地盤面から当該工作物の上端までの高さが20mを超えるときは10m）以下のものに限る。</p>	
	高さ	原則として高さは、13mを超えないものとし、道路等の公共空間から見て、周辺の山並みのりょう線を切らないよう努めること。ただし、機能上やむを得ない場合は、周辺の状況を勘案し、景観の形成上支障のないものについては、この限りでない。		
	形態意匠	周辺との調和	周辺の景観と調和した形態意匠とするよう努めること。 擁壁にあっては、分節化や陰影処理等を行うことにより、単調な平滑面とならないよう努めること。	
		色彩	推奨色	純色等（ 2 ）は避け、周辺の景観と調和するよう努めること。（自動販売機を除く。）
素材		経年劣化	外装に使用する素材は、できる限り経年変化による質の低下の少ない素材を用いるよう努めること。	
敷地	緑化	敷地内はできる限り緑化し、既存の樹木がある場合は、保存と活用に努めること。		
その他	照明	照明を設置する場合は、光源の種類、色、位置、光量及び配光特性に配慮し、過剰な光が周囲に散乱しないよう努めること。また、動光又は点滅を伴わないものとする。こと。（他法令等により設置が義務付けられているものは除く。）		
	自動販売機	屋外に設置する自動販売機は、単独とせず、建物等に添った位置や色彩、被覆等により、周辺の景観と調和させるよう努めること。		

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為、土地の開墾、土地の形質の変更、水面の埋立て又は干拓	形状及び緑化	圧迫感・威圧感	できる限り現況の地形を生かし、長大なのり面及び擁壁が生じないように努めること。
		緑化	のり面は、できる限り緑化が可能なよう配とし、周辺の植生と調和した緑化に努めること。
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	堆積の方法	調和	秩序ある物の堆積により、周辺の景観と調和するよう努めること。
		離れ	道路等の公共空間に面する敷地境界から、できる限り離れた位置に物を堆積するよう努めること。
		高さ	物を積み上げる場合には、眺望の妨げや圧迫感の軽減に配慮し、高さを低くするよう努めること。
	遮へい	視線	行為の場所が道路等の公共空間から見えないよう、周辺の景観と調和した樹木又は塀等による遮へいに努めること。
鉱物の掘採又は土石の採取	遮へい	視線	行為の場所が道路等の公共空間から見えないよう、周辺の景観と調和した樹木又は塀等による遮へいに努めること。
	行為後の措置	緑化	行為後の跡地は、周辺の自然植生と調和した緑化に努めること。
木竹の伐採	伐採の規模・方法等	規模	木竹の伐採は、その目的に応じ、必要最小限の規模とするよう努めること。
		道路沿い	道路の境界付近の木竹は、保存するよう努めること。
		既存樹木	樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合には、保存又は移植による活用に努めること。
	行為後の措置	緑化	伐採後の跡地は、行為後の土地利用に応じ、周辺の景観と調和するよう緑化に努めること。

注意書き：29～31頁の 1～5に同じ。

(4) 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

市は、景観法第 19 条及び第 28 条に基づき、景観重要建造物及び景観重要樹木を指定します。地域のシンボルとなる建造物や樹木は、周囲の景観に重要な役割を果たしており、このような建造物や樹木を保全するため、以下の方針により、景観重要建造物及び景観重要樹木を指定していきます。この指定によって、現状変更や伐採等に市長の許可を必要とする等、保全のための必要な規制を行うことが可能となります。

【景観重要建造物】

対象

ア 地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。

イ 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

指定の手続き

釜石市景観形成推進委員会等の意見を聴いた上で、指定を行います。

【景観重要樹木】

対象

ア 地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。

イ 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

指定の手続き

釜石市景観形成推進委員会等の意見を聴いた上で、指定を行います。

(5) 屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限

奇抜な色彩を用いるなど周囲の景観に調和しない屋外広告物は景観の阻害要素であることから、良好な景観形成を図るため、屋外広告物についても適正な規制誘導を行う必要があります。

現在、岩手県の屋外広告物条例に基づいて規制が行われておりますが、今後よりきめ細かな景観形成を図る必要が生じた場合には、市独自の取り組みについて検討します。